

小売物価統計調査の概要

1 調査の目的と沿革

小売物価統計調査は、国民の消費生活上重要な商品の小売価格、サービスの料金及び家賃を全国的規模で小売店舗、サービス事業所、関係機関及び世帯において毎月調査し、消費者物価指数(CPI)その他物価に関する基礎資料を得ることを目的として、昭和25年6月から実施している。

消費者物価指数は、昭和21年消費者価格調査(CPS、現在の家計調査の前身)によって調査した実効価格(公定価格とヤミ価格のように二つ以上の価格がある場合に、それぞれの購入数量をウェイトとした平均価格)を価格資料として作成が開始された。当時、我が国の経済事情は戦後の混乱期にあったが、その後、経済活動が徐々に回復し、消費面の統制も次第に解かれ、日常生活用品の出回りも潤沢になり、価格調査に当たっても、月々一定した商品を継続的に小売店舗において調査することが可能となったので、消費者物価指数の価格資料を直接店舗から求める方法に改め、昭和25年6月から小売物価統計調査を統計法(昭和22年法律第18号)に基づく「指定統計第35号」(平成21年4月からは統計法(平成19年法律第53号)に基づく「基幹統計」)を作成するための調査として開始した。

調査は、当初都道府県庁所在市(46都市)及び8都市(帯広、高崎、松本、浜松、松阪、防府、今治、都城)で約210品目について行っていたが、その後、調査市町村、調査品目(銘柄)について改正を加え現在に至っている。調査市町村については、昭和37年7月から郡部を加え、全国的な規模の調査とした。

さらに、昭和47年には、沖縄本土復帰により沖縄県下の5市2町を追加した。その後、数次にわたり調査市町村の追加・廃止を行い、平成22年12月現在では167市町村となっている。

一方、調査品目については、原則として5年ごとの消費者物価指数の基準改定に合わせて改定を行っているが、調査結果に関して、消費者物価指数のほか、個別の商品及びサービスの価格水準についてもますます注目されるようになり、より詳細な資料が要請されるようになっているため、市場における商品の出回り状況の変化等に迅速に対応できるように、基準改定の間の中間年においても調査品目(銘柄)の拡充・整理統合を行っている。

2 調査の体系

調査は、(1)価格調査、(2)家賃調査、(3)宿泊料調査の三つに区分される。

(1) 価格調査

消費生活上重要な商品の小売価格及びサービスの料金を小売店舗及びサービス事業所において調査するもので、品目により調査する担当者を以下のとおり定めている。

ア 調査員調査品目

食料や酒類、家事用消耗品など消費者が主として居住地区近辺で購入する品目(以下「A品目」という。)、被服や家電製品など消費者が主として市町村の代表的な商業集積地や大型店舗等において購入する品目(以下「B品目」という。)、教養娯楽用品など地区間又は店舗間での価格差が比較的小さい品目(以下「C品目」という。)、映画観覧料や運送料、ガソリンなど調査地区を設けずに調査市町村全域から調査する品目(以下「S品目」という。)は、調査する小売店舗及びサービス事業所を定め調査員が調査する。

イ 都道府県調査品目

水道料などの公共料金や入院費など、都道府県又は市町村内で小売価格・サービスの料金が均一又はこれに近い品目(以下「D品目」という。)は、都道府県が調査する。

ウ 総務省調査品目

電気代や鉄道運賃など、全国又は地方的に小売価格・サービスの料金が均一な品目(以下「E品目」という。)は、総務省が調査する。

(2) 家賃調査

借家の1か月当たりの家賃及び延べ面積を調査するもので、借家の種類により調査する担当者を以下のとおり定めている。

ア 調査員調査品目

民営借家は調査員が調査する。

イ 都道府県調査品目

都道府県営住宅，市町村営住宅，都道府県住宅供給公社住宅，市住宅供給公社住宅及び一般社団法人又は一般財団法人が管理している住宅（以下「公的住宅」という。）は都道府県が調査する。

ウ 総務省調査品目

独立行政法人都市再生機構所管の住宅は総務省が調査する。

(3) 宿泊料調査

平日及び休前日に大人2人が宿泊した場合に支払う1人分の宿泊料を，宿泊施設を定めて調査するもので，宿泊施設の種類により調査する担当者を以下のとおり定めている。

ア 都道府県調査品目

旅館・ホテル等の民営宿泊施設の1泊2食付き又は1泊朝食付きの料金は都道府県が調査する。

イ 総務省調査品目

国民宿舎（公営）等の公的宿泊施設の1泊2食付きの料金は総務省が調査する。

3 調査の流れ

調査の流れは，次のとおりである。

○ 調査員調査品目

総務大臣——都道府県知事——指導員——調査員——価格報告者

○ 都道府県調査品目

総務大臣——都道府県知事——価格報告者

○ 総務省調査品目

総務大臣——価格報告者

「指導員」…… 都道府県統計主管課の職員のうちから都道府県知事により任命され，調査員の実査事務の指導を担当し，全国で131人である。

「調査員」…… 民間人の中から都道府県知事により任命され，調査を担当し，全国で744人である。

4 調査品目及び価格取集数

この調査では，国民の消費生活上重要な品目を調査品目としている。具体的には，家計調査における当該品目への支出額が家計の消費支出総額の1万分の1以上となるかどうかを目安として調査品目を指定している。その際，同一の調査品目であっても，品質，性能によってばらつきがあったり，一部の地域では出回っていない場合があるため，調査品目ごとに，品質，性能，特性（特徴）を規定して調査している。品質等の細目の規定を調査品目の「基本銘柄」と呼んでおり，533品目・737銘柄の小売価格，サービスの料金及び家賃を調査している（付録3）。

また，各調査品目・基本銘柄は，消費者の購入行動，店舗間の価格差を考慮し，A，B，C，D，E及びS品目に区分している（表1-1）。

なお，調査市町村の規模等によっては，調査品目・基本銘柄に該当する商品の出回りが無い場合があるため，調査市町村の人口規模，商品の出回り状況等を考慮して，調査品目・基本銘柄ごとに調査区分を設定し，調査する市町村を区分している（表1-2）。

(1) 価格調査

毎月の価格取集数は，約218,000価格である。

調査員調査品目のうちA，B及びC品目の価格取集数は，表6のとおりであり，S品目の価格取集数は，表3-1及び表3-2のとおりである。

また，都道府県調査品目（D品目）の価格取集数は，表2のとおりである。なお原則として各調査市町村1価格であるが，PTA会費，大学授業料，月謝（学習塾）等一部品目については，都市階級等により価格取集数が異なっている。

(2) 家賃調査

民営借家については，家賃調査地区内の居住者のいる全ての民営借家約26,000世帯の家賃の月額及び

延べ面積を調査する。

公的住宅については、調査市町村内に所在する都道府県営住宅、市町村営住宅、都道府県住宅供給公社住宅、市住宅供給公社住宅及び一般社団法人又は一般財団法人が管理している住宅並びに独立行政法人都市再生機構所管の住宅について、それぞれの住宅を管理している事業所から、住宅の戸数、延べ面積及び家賃総額を調査する。

なお、都道府県営住宅及び市町村営住宅については入居者のいる住宅について、都道府県住宅供給公社住宅、市住宅供給公社住宅及び一般社団法人又は一般財団法人が管理している住宅並びに独立行政法人都市再生機構所管の住宅については管理している住宅について、調査している。

(3) 宿泊料調査

宿泊料調査は、表5のとおり調査市町村を選定し、各調査市町村で2から7の施設、全国で約1,000の施設の宿泊料を調査している。

5 調査銘柄

(1) 基本銘柄

調査品目ごとに、品質、性能、特性（特徴）を規定して調査している。

一部の調査品目については、基本銘柄の規定に加え、商標、規格、型式番号などを指定して調査する。これを「細部指定」といい、調査店舗で最も出回りが多く、かつ継続的に調査できるものを指定する。細部指定には、商標名だけを指定する「商標指定」、商標名のほかに型式番号等も指定する「商標・型式番号指定」等がある。

基本銘柄及び細部指定については、出回り状況の変化等を考慮して随時改正を行っている。基本銘柄の数は表1-2のとおりである。

(2) 市町村銘柄

基本銘柄の出回りが少ないため調査が不可能又は困難な調査市町村がある場合は、その調査市町村の実情に即して出回りの多い銘柄を「市町村銘柄」として設定し、これについて調査することとしている。

6 調査市町村（平成22年12月現在）

(1) 価格調査及び家賃調査

価格調査及び家賃調査は、都道府県庁所在市、川崎市、浜松市、堺市及び北九州市をそれぞれ調査市とするほか、それ以外の全国の市町村を人口規模、地理的位置、産業的特色などによって117層（家計調査の調査市町村を抽出するために用いる区分）に分け、各層から1市町村ずつ抽出した167市町村を調査市町村としている（ただし、沖縄県においては、本土復帰の際に旧琉球政府が実施していた小売物価格統計調査をそのまま引き継いだため、小都市Aの一つの層で調査市町村を割り当てていない。）。

(2) 宿泊料調査

民営宿泊施設は、都道府県庁所在市及び全国の観光地の中から宿泊者数の多い地域を選定し、該当する市町村を表5に示す調査市町村（101市町村）としている。

公的宿泊施設については、調査市町村を限定せず全国を調査地域としている。

7 調査地区

価格調査と家賃調査は、各調査市町村に、商品の小売価格及びサービスの料金を調査する「価格調査地区」と、民営借家の家賃等を調査する「家賃調査地区」を設定している。各調査市町村に設定される調査地区数は、表6のとおりである。

ただし、価格調査のうちD品目、E品目及びS品目、家賃調査のうち公的住宅及び独立行政法人都市再生機構所管の住宅の家賃並びに宿泊料の調査については、調査地区を設けず、全国、都道府県又は調査市町村の全域において調査している。

(1) 価格調査地区

価格調査地区数は平成22年12月現在589地区である。

ア 価格調査地区の設定方法

調査市町村全域をA品目の価格収集数（表6）と同数に分割し、それぞれを価格調査地区としている。分割に当たっては、原則として、事業所・企業統計調査の調査区が合併した区域となるようにし、商業集積地区の分布状況を参考に、可能な限り地形地物を境界とし、設定している。

イ 調査品目区分ごとの調査方法

原則として、A品目は全ての価格調査地区で調査し、B品目及びC品目は当該品目について代表的な店舗が存在する価格調査地区を所定数選択して調査している。

ウ 平成14年度以前の価格調査地区の設定方法

平成14年度以前に設定した調査市町村の価格調査地区については、A品目を調査する一般地区と、B品目及びC品目を調査する繁華街地区に区分されている。しかし、いずれの調査地区とも調査市町村の全域ではなく設定当時の商業集積等を踏まえて選定された地域であり、また調査品目によらず一律に選定されるために、必ずしも調査に最適な地区にならない場合があった。このような状況に鑑み、新たな商業集積地区や郊外型大型店舗の出現といった小売業の構造変化及び消費行動の変化を的確に反映するため、平成15年度以降に価格調査地区を設定する際には、上記アの方法によることとした。

(2) 家賃調査地区

民営借家については、調査市町村ごとに国勢調査調査区を確率比例抽出法により抽出し、その抽出された国勢調査調査区を家賃調査地区として設定しているが、家賃調査地区を長期間固定すると、その後の民営借家の増減や地域的分布等の変化により、家賃調査地区の代表性が損なわれるなど問題が生じてくるため、原則として、5年ごとに家賃調査地区の設定替えを行っている。現行の家賃調査地区は、平成17年国勢調査の国勢調査調査区（山林原野等を除く。）を用いて20年1月に設定しており、全国で1,221地区である。

なお、公的住宅及び独立行政法人都市再生機構所管の住宅については、調査市町村の全域において調査する。

8 価格報告者

商品及びサービス関係の調査品目の価格報告者は、調査品目の区分（表1）ごとに定めている。

選定された価格報告者の数は、全国で、小売店舗及びサービス事業所は約27,000、民営家賃調査世帯は約26,000、調査旅館・ホテル等は約530となっている。

(1) 価格調査

調査員調査品目のうちA、B及びC品目については品目ごとに各調査地区内で、S品目については調査市町村内で、販売数量が多い順（これにより難しい場合は、従業者数や売り場面積など経営規模の大きい順）に選定した小売店舗及びサービス事業所の事業主とする。

都道府県調査品目については、調査市町村内又は都道府県内に所在する店舗等のうち、利用者の多い順に選定した小売店舗及びサービス事業所の事業主とする。

総務省調査品目については、全国から選定した代表的な小売店舗及びサービス事業所の事業主とする。

(2) 家賃調査

民営借家については、家賃調査地区内の居住者のいる全ての民営借家の世帯主とする。公的住宅及び独立行政法人都市再生機構所管の住宅については、調査市町村内にある当該住宅の管理責任者とする。

(3) 宿泊料調査

民営宿泊施設は、調査旅館・ホテル等の代表者とする。公的宿泊施設は、国民宿舎（公営）等の代表者とする。

9 調査日

(1) 価格調査及び家賃調査

調査員調査品目については、毎月12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日のいずれか1日を調査日とする。ただし、生鮮魚介、野菜、果物及び切り花の約45品目については、上旬、中旬、下旬の3旬別に、上旬は5日、中旬は12日、下旬は22日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日のいずれか1日を調査日とし、調査日を含む前3日間の中値を調査する（旬別価格調査）。

都道府県調査品目及び総務省調査品目については、毎月12日を含む週の金曜日（遊園地入園料については日曜日）を調査日とする。

(2) 宿泊料調査

毎月5日を含む週の金曜日（ただし、休前日の場合は、翌週の月曜日）及び土曜日を調査日とする。

10 調査方法

(1) 価格調査

調査員調査品目については、調査員が調査店舗及び調査事業所を訪問し、価格報告者から調査品目の小売価格及びサービスの料金を聞き取り、携帯情報端末（Personal Digital Assistant, 以下「PDA」という。）に入力する。実際に現金販売している通常の状態の小売価格及びサービスの料金を調査するため、次のような小売価格は調査しない。

- ・ 短期間（7日以内）の大安売り、棚ざらえ、投げ売り等による割引価格
- ・ 半端もの、数種の商品を抱き合わせて販売している場合の価格
- ・ 一部の顧客との間で一度に大量取引する際の割引価格
- ・ 中古品、せり売り、月賦販売等の価格

都道府県調査品目については都道府県が、総務省調査品目については総務省が、それぞれ価格報告者から調査品目の小売価格及びサービスの料金等を調査する。

(2) 家賃調査

ア 民営借家

調査員が、家賃調査地区内にある民営借家に居住する全ての世帯を訪問し、家賃の月額、住宅の延べ面積を聞き取り、PDAに入力する。なお、民営借家世帯の入居、退去及び民営借家の新築、滅失については、調査日の状況が反映される。調査は、家賃調査地区を3群に分け、第1群は1、4、7、10月に、第2群は2、5、8、11月に、第3群は3、6、9、12月にというように、各群地区を3か月間隔で調査する。

集計の際、単位面積当たりの家賃は、調査市町村内の全家賃調査地区についての家賃総額を借家の総面積で除し算出する。公表結果は、3.3㎡当たりの単位で表章している。なお、当月調査されなかった家賃調査地区の家賃の月額及び延べ面積は前月又は前々月の調査結果を用いる。家賃調査地区は、国勢調査の1調査区をもって1家賃調査地区としている。

イ 公的住宅及び独立行政法人都市再生機構所管の住宅

各調査市町村内に所在する公的住宅については、戸数、家賃総額及び延べ面積を都道府県が調査する。

独立行政法人都市再生機構所管の住宅については、戸数、家賃総額及び延べ面積を総務省が調査する。

(3) 宿泊料調査

ア 民営宿泊施設

都道府県が、宿泊料調査の調査市町村ごとに、旅館・ホテル等の代表的な民営宿泊施設を宿泊者数の多い順に選定し、その宿泊施設において、最も多いタイプの客室一つを指定して、その指定客室に大人2人が1泊2食付き又は1泊朝食付きで宿泊した場合の1人分の平日料金及び休前日料金を調査する。

イ 公的宿泊施設

総務省が、国民宿舎（公営）等の代表的な宿泊施設に、大人2人が1泊2食付きで宿泊した場合の1人分の料金を調査する。

11 結果の公表

小売物価統計調査の結果は、独立行政法人統計センターにおいて集計し、主要品目の都市別小売価格を、東京都区部については当月分、全国については前月分を、また、全国統一価格品目の価格については当月分を、原則として、毎月26日を含む週の金曜日に公表している。

また、平成22年3月分から、調査品目中、自動車ガソリンの全国の都市（都道府県庁所在市及び人口15万以上の市）別小売価格について、原則として、毎月20日までに前月分の結果を公表している。

なお、公表した結果は、総務省統計局ホームページで提供するほか、小売物価統計調査年報による刊行も行っている。

※「小売物価統計調査年報」

都道府県庁所在市及び人口15万以上の市については、当該年の1月～12月分の月別価格及び年平均価格を収録し、人口15万未満の市町村については年平均価格を収録している。

表 1 - 1 調査品目・基本銘柄区分別の調査の体系

| 区分記号 | 調査品目・基本銘柄区分 | 調査の担当 |
|------|--|-------|
| A品目 | 消費者が主として居住地区近辺で購入する品目で、地区間で価格差がみられる品目 食料、家事用消耗品など | 調査員 |
| B品目 | 消費者が主として各市町村の代表的な商業集積地、大型店舗等で購入する品目で、店舗間で価格差がみられる品目 被服、家電製品など | 調査員 |
| C品目 | 地区間又は店舗間での価格差が比較的小さい品目 教養娯楽用品など | 調査員 |
| D品目 | 都道府県又は市町村内で小売価格・サービス料金が均一か又はこれに近い品目 水道料、入院費など | 都道府県 |
| E品目 | 全国又は地方的に小売価格・サービス料金が均一な品目 電気代、鉄道運賃など | 総務省 |
| S品目 | 調査地区を設けずに調査市町村内全域から調査する品目 運送料、ガソリンなど | 調査員 |

表 1 - 2 調査区分・都市階級別調査品目・基本銘柄数

| 調査区分別 | 調査品目数 | 基本銘柄数 | | | | | | | | | |
|-------|--|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|---|
| | | 総数 | A品目 | B品目 | C品目 | D品目 | E品目 | S品目 | 家賃 | | |
| | | | | | | | | | 民営 | 公的 | |
| 総数 | 533 | 737 | 165 | 164 | 92 | 81 | 142 | 88 | 1 | 4 | |
| 無印 | 全調査市町村調査品目・基本銘柄 | 201 | 341 | 91 | 28 | 17 | 67 | 125 | 8 | 1 | 4 |
| ① | 人口5万以上市調査品目・基本銘柄 | 60 | 72 | 21 | 27 | 15 | 2 | 5 | 2 | | |
| ② | 人口15万以上市調査品目・基本銘柄 | 36 | 38 | 11 | 17 | 3 | 2 | | 5 | | |
| ③ | 都道府県庁所在市調査品目・基本銘柄 | 228 | 278 | 37 | 89 | 57 | 10 | 12 | 73 | | |
| 沖 | 沖縄県調査品目・基本銘柄 | 8 | 8 | 5 | 3 | | | | | | |
| 都市階級別 | 人口5万未満の市及び町村において調査する品目・基本銘柄 (無印) | 201 | 341 | 91 | 28 | 17 | 67 | 125 | 8 | 1 | 4 |
| | 人口5万以上15万未満の市において調査する品目・基本銘柄 (無印+①) | 261 | 413 | 112 | 55 | 32 | 69 | 130 | 10 | 1 | 4 |
| | 人口15万以上の市(都道府県庁所在市を除く。)において調査する品目・基本銘柄 (無印+①+②) | 297 | 451 | 123 | 72 | 35 | 71 | 130 | 15 | 1 | 4 |
| | 都道府県庁所在市において調査する品目・基本銘柄 (無印+①+②+③) | 525 | 729 | 160 | 161 | 92 | 81 | 142 | 88 | 1 | 4 |

表2 D品目（水道料，大学授業料，月謝（学習塾）等）価格取集数

| 調査品目 | 価格取集数 |
|------------------------|---|
| 水道料，下水道料金，清掃代 | 調査市町村 各1 |
| 家政婦給料 | 人口5万以上の調査市 各1 |
| 診察料（国民健康保険） | 調査市町村 各1 |
| 入院費 | 都道府県 各4（国立2，公立2） |
| 人間ドック受診料 | 都道府県庁所在地 各2 |
| 予防接種料 | 都道府県庁所在地 各2 |
| バス代 | 東京都区部 3 仙台市，横浜市，川崎市，京都市，大阪市，神戸市，広島市，北九州市 各2 その他の調査市 各1 |
| 高速バス代 | 東京都区部 3 宮城県，神奈川県，愛知県，京都府，大阪府，兵庫県，広島県 各2 その他の都道府県 各1 |
| タクシー代 | 東京都区部 10 大阪市 7 県庁所在地の政令指定市及び那覇市 各5 その他の県庁所在地 各3 その他の調査市町村 各1 |
| 自動車免許手数料， パスポート取得料 | 都道府県庁所在地 各1 |
| 月謝（学習塾，小学生） | 東京都区部 5 道府県庁所在地 各2 |
| 月謝（学習塾，中学生） | 東京都区部 10 道府県庁所在地 各3 |
| 新聞代（地方紙・ブロック紙） | 調査市町村 各1 |
| 自動車教習料 | 東京都 5 道府県 各3 |
| ゴルフプレー料金， テニスコート使用料 | 東京都 10 道府県 各3 |
| プール使用料 | 東京都区部 10 道府県庁所在地 各2 |
| ボウリングゲーム代 | 人口5万以上の調査市 各1 |
| ケーブルテレビ利用料 | 東京都区部 3 道府県庁所在地 各1 |
| 美術館入館料（公立） | 東京都 10 道府県 各2 |
| 入浴料（物価統制令適用外） | 東京都区部 5 道府県庁所在地 各2 |
| 印鑑証明手数料， 戸籍抄本手数料 | 調査市町村 各1 |
| 保育所保育料 | 東京都区部 23 道府県庁所在地 各1 |
| 学校給食費（小学校） | 8大都市（東京都区部，横浜市，川崎市，名古屋市，京都市，大阪市，神戸市，北九州市） 各10 |
| 学校給食費（中学校） | 都道府県庁所在地（東京都区部，横浜市，名古屋市，京都市，大阪市及び神戸市を除く。） 各5 |
| P T A会費（小学校） | その他人口5万以上の調査市 各3 |
| P T A会費（中学校） | その他人口5万未満の調査市町村 各1 |
| 中学校授業料（私立） | 東京都区部 18 東京都区部を除く調査市町村内全中学校（ただし，5校を限度） |
| 高等学校授業料（公立） | 東京都区部 1 東京都区部を除く調査市町村 各1 |
| 高等学校授業料（私立） | 普通課程 { 東京都区部 47 東京都区部を除く調査市町村内全高等学校（ただし，10校を限度） 商業課程 { 東京都区部 10 東京都区部を除く調査市町村内全高等学校（ただし，5校を限度） 工業課程 { 東京都区部 5 東京都区部を除く調査市町村内全高等学校（ただし，3校を限度） |
| 大学授業料（国立，公立） | 法文経系の学部 都道府県内全大学 理工系の学部 都道府県内全大学 大学授業料（私立） |
| 法文経系の学部 | { 東京都 22 道府県内全大学（ただし，10校を限度） |
| 理工系の学部 | { 東京都 10 道府県内全大学（ただし，5校を限度） |
| 短期大学授業料（私立） | 法文経系の学科， 家政系の学科 東京都 15 道府県内全短期大学（ただし，10校を限度） |
| 専門学校授業料 | 東京都 5 道府県 各2 |
| 幼稚園保育料（公立） | { 東京都区部 23 東京都区部を除く調査市町村 各1 |
| 幼稚園保育料（私立） | { 東京都区部 10 東京都区部を除く調査市町村 各3 |
| 予備校授業料 | 東京都 5 道府県 各3 ※平成22年4月から変更 |

表3 - 1 S品目(牛乳(配達), 大工手間代等) 価格取集数

| 調査品目(銘柄) | 価格取集数 |
|--|--------|
| 牛乳(配達), 靴修理代 自動車ガソリン(レギュラー) | A品目と同じ |
| ハンバーガー, 牛どん, 食器戸棚, カーペット, コンタクトレンズ, 自転車, 学習机, ペットフード(ドッグフード), ペットフード(キャットフード) | B品目と同じ |
| 焼肉, ドーナツ, 浴槽, 温水洗浄便座, 給湯機, 板材, 塗料, 畳表張替費, 板ガラス取替費, ふすま張替費, 大工手間代, 左官手間代, 塀工事費, 水道工事費, 食堂セット, ベッド, レンジ台, ヘルスメーター, 被服賃借料, 血圧計, 自動車タイヤ, 自動車ワックス, 自動車整備費(12か月定期点検), 自動車整備費(パンク修理), 自動車オイル交換料, 洗車代, サッカーボール, 釣ざお, トレーニングパンツ, 水着, 園芸用肥料, 園芸用土, 植木鉢, ペット美容院代, 獣医代 | C品目と同じ |

表3 - 2 S品目(ピザパイ(配達), 映画観覧料, 月謝等) 価格取集数

| 調査品目(銘柄) | 価格取集数 |
|--|--|
| ピザパイ(配達), パーソナルコンピュータ, パーソナルコンピュータ用プリンタ, メモリーカード, カラオケルーム使用料 | 東京都区部 10 大阪市 7 新潟市, 静岡市, 岡山市 各3 その他の政令指定都市 各5 上記以外の都道府県庁所在市 各3 |
| 弁当, 植木職手間代, 整理だんす, マッサージ料金, 車庫借料, 駐車料金, 月謝(水泳, 料理, 音楽, 英会話, 書道), ゴルフ練習料金(入場料), ゴルフ練習料金(最低貸出し個数), ゴルフ練習料金(ボール代) | 東京都区部 10 他の道府県庁所在市 各3 人口15万以上の市 各3 |
| 乳酸菌飲料, システムキッチン | 東京都区部 3 他の道府県庁所在市 各1 |
| すし(外食)(回転ずし), フライドチキン, 錠, モップレンタル料, 自動車バッテリー, カーナビゲーション, ETC車載器, 運送料, 携帯電話機, グローブ, ビデオソフト, 月謝(ダンス), 映画観覧料, フィットネスクラブ使用料, エステティック料金 | 東京都区部 5 他の道府県庁所在市 各2 人口15万以上の市 各2 |
| プロパンガス(基本料金), プロパンガス(従量料金), 灯油 | 東京都区部 12 大阪市 6 上記以外の都道府県庁所在市 各3 人口15万以上の市 各3 その他の市及び町村 各1 |

表4 地方・都道府県・都市階級別調査市町村数

| 地方 | 都道府県番号 | 都道府県 | 都道府県庁所在市 | 人口15万以上の市 | 人口5万以上15万未満の市 | 人口5万未満の市及び町村 |
|-----|--------|------|----------|-----------------|------------------|---------------------|
| 北海道 | 01 | 北海道 | 札幌市 | 函館市 旭川市 | 岩見沢市 千歳市 室蘭市 | 美幌市 倶知安町 名寄市 美幌町 |
| 東北 | 02 | 青森県 | 青森市 | | むつ市 | 三沢市 |
| | 03 | 岩手県 | 盛岡市 | | 奥州市 | 二戸市 |
| | 04 | 宮城県 | 仙台市 | 石巻市 | | 利府町 |
| | 05 | 秋田県 | 秋田市 | | 湯沢市 | |
| | 06 | 山形県 | 山形市 | | 鶴岡市 | 庄内町 |
| | 07 | 福島県 | 福島市 | 郡山市 | | 川俣町 |
| | 関東 | 08 | 茨城県 | 水戸市 | 日立市 | |
| 09 | | 栃木県 | 宇都宮市 | 足利市 | | 藤岡町 |
| 10 | | 群馬県 | 前橋市 | | 安中市 | 草津町 |
| 11 | | 埼玉県 | さいたま市 | 熊谷市 所沢市 川口市 | 本庄市 朝霞市 | |
| 12 | | 千葉県 | 千葉市 | 佐倉市 浦安市 | 木更津市 茂原市 | |
| 13 | | 東京都 | 区部 | 立川市 府中市 八王子市 | 東村山市 | |
| 14 | | 神奈川県 | 横浜市 | 川崎市 厚木市 横須賀市 | 伊勢原市 海老名市 | 湯河原町 |
| 19 | | 山梨県 | 甲府市 | | | 市川三郷町 |
| 20 | | 長野県 | 長野市 | 松本市 | 伊那市 | 小諸市 |
| 北陸 | | 15 | 新潟県 | 新潟市 | 長岡市 | |
| | 16 | 富山県 | 富山市 | | 射水市 | |
| | 17 | 石川県 | 金沢市 | | 加賀市 | 穴水町 |
| | 18 | 福井県 | 福井市 | | 敦賀市 | |
| 東海 | 21 | 岐阜県 | 岐阜市 | | 関市 | 美濃市 笠松町 |
| | 22 | 静岡県 | 静岡市 | 浜松市 富士市 | | 小山町 |
| | 23 | 愛知県 | 名古屋市 | 豊橋市 | 刈谷市 蒲都市 | 美浜町 |
| | 24 | 三重県 | 津市 | 松阪市 | 桑名市 | |
| 近畿 | 25 | 滋賀県 | 大津市 | | 彦根市 | |
| | 26 | 京都府 | 京都市 | | 舞鶴市 京田辺市 | |
| | 27 | 大阪府 | 大阪市 | 堺市 枚方市 東大阪市 | 富田林市 箕面市 | |
| | 28 | 兵庫県 | 神戸市 | 姫路市 伊丹市 西宮市 | | 小野市 佐用町 |
| | 29 | 奈良県 | 奈良市 | | | 田原本町 |
| | 30 | 和歌山県 | 和歌山市 | | 橋本市 | 那智勝浦町 |
| 中国 | 31 | 鳥取県 | 鳥取市 | | | 岩美町 |
| | 32 | 島根県 | 松江市 | | | 大田市 |
| | 33 | 岡山県 | 岡山市 | | 津山市 | 井原市 |
| | 34 | 広島県 | 広島市 | 福山市 | 三原市 | |
| | 35 | 山口県 | 山口市 | 宇部市 | 山陽小野田市 | 田布施町 |
| 四国 | 36 | 徳島県 | 徳島市 | | | 三好市 |
| | 37 | 香川県 | 高松市 | | 丸亀市 | 善通寺市 |
| | 38 | 愛媛県 | 松山市 | 今治市 | | |
| | 39 | 高知県 | 高知市 | | | 四万十町 |
| 九州 | 40 | 福岡県 | 福岡市 | 北九州市 | 柳川市 筑紫野市 大野城市 | 岡垣町 |
| | 41 | 佐賀県 | 佐賀市 | | 唐津市 | |
| | 42 | 長崎県 | 長崎市 | 佐世保市 | | 平戸市 |
| | 43 | 熊本県 | 熊本市 | | 八代市 | 人吉市 |
| | 44 | 大分県 | 大分市 | | 日田市 | 国東市 |
| | 45 | 宮崎県 | 宮崎市 | | 延岡市 | 高原町 |
| 沖縄 | 47 | 沖縄県 | 那覇市 | | 名護市 沖縄市 宮古島市 | 石垣市 本部町 与那原町 |
| | | | | | | |
| 合計 | 167 | 47 | 34 | 44 | 42 | |

※ 調査市町村の名称及び区域は、平成21年8月3日現在の名称となっている。

平成22年に行われた調査市町村交替の詳細については「VI 小売物価統計調査の調査市町村交替等について」を参照

表5 宿泊料調査の調査市町村

| 都道府県番号 | 都道府県 | 市町村 | 都道府県番号 | 都道府県 | 市町村 | 都道府県番号 | 都道府県 | 市町村 | | | |
|--------|------|---|--------|------|--------------------------|--------|------|--|----|-----|-------------------|
| 01 | 北海道 | 札幌市 函館市 小樽市 富良野市 登別市 倶知安町 上川町 斜里町 虻田町 音更町 阿寒町 | 16 | 富山県 | 富山市 | 33 | 岡山県 | 岡山市 | | | |
| | | | 17 | 石川県 | 金沢市 七尾市 加賀市 | | | 倉敷市 | | | |
| | | | 18 | 福井県 | あわら市 三国町 | 34 | 広島県 | 広島市 宮島町 | 35 | 山口県 | 萩市 |
| | | | | | | | | | | | 19 |
| | | | 20 | 長野県 | 大町市 茅野市 山ノ内町 | 37 | 香川県 | 高松市 | | | |
| | | | | | | | | | 21 | 岐阜県 | 高山市 下呂市 上宝村 |
| | | | 22 | 静岡県 | 浜松市 熱海市 伊東市 下田市 | 39 | 高知県 | 高知市 | | | |
| | | | | | | | | | 23 | 愛知県 | 名古屋市 |
| | | | 24 | 三重県 | 鳥羽市 志摩市 | 41 | 佐賀県 | 嬉野町 | | | |
| | | | | | | | | | 25 | 滋賀県 | 大津市 |
| | | | 26 | 京都府 | 京都市 | 43 | 熊本県 | 熊本市 阿蘇町 | | | |
| | | | | | | | | | 27 | 大阪府 | 大阪市 |
| | | | 28 | 兵庫県 | 神戸市 洲本市 城崎町 | 45 | 宮崎県 | 宮崎市 | | | |
| | | | | | | | | | 29 | 奈良県 | 奈良市 |
| | | | 30 | 和歌山県 | 白浜町 那智勝浦町 | 47 | 沖縄県 | 那覇市 平良市 石垣市 名護市 恩納村 読谷村 | | | |
| 31 | 鳥取県 | 米子市 | | | | | | | 32 | 島根県 | 玉湯町 |

※ 調査市町村の名称及び区域は、平成16年10月15日現在による。

表6 調査市町村の区別調査地区数及び価格収集数

| 調査市町村の区分 | A品目 | | B品目 | | C品目 | | 家賃調査 地区数 |
|-----------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|
| | 調査地区数 | 価格収集数 | 調査地区数 | 価格収集数 | 調査地区数 | 価格収集数 | |
| 東京都区部 | 42 | 42 | 21 | 21 | 12 | 12 | 54 |
| 大阪市 | 12 | 12 | 12 | 12 | 6 | 6 | 36 |
| 横浜市, 名古屋市, 京都市, 神戸市 | 12 | 12 | 6 | 6 | 2 | 2 | 24 |
| 札幌市, 仙台市, さいたま市, 千葉市, 広島市, 福岡市 | 8 | 8 | 4 | 4 | 2 | 2 | 18 |
| 川崎市, 北九州市 | 8 | 8 | 4 | 4 | 2 | 2 | 18 |
| 新潟市, 静岡市, 浜松市, 堺市, 岡山市 | 6 | 6 | 3 | 3 | 2 | 2 | 9 |
| 上記以外の都道府県庁所在地 | 4 | 4 | 3 | 3 | 2 | 2 | 9 |
| 上記以外の人口15万以上の市 | 4 | 4 | 3 | 3 | 1 | 1 | 9 |
| 人口5万以上15万未満の市 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 |
| 人口5万未満の市・町村 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 |

※1 A, B, C品目の内容については表1参照

※2 平成15年度以降に価格調査地区の設定替えを実施していない市については、B品目又はC品目の地区数が異なる場合がある。

参考1 品目中分類別調査品目・基本銘柄数

| 品目中分類 | 調査 品目数 | 基本銘柄数 | | | | | | | | |
|-----------|-----------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| | | 総数 | A品目 | B品目 | C品目 | D品目 | E品目 | S品目 | 家賃 | |
| | | | | | | | | | 民営 | 公的 |
| 合計 | 525 | 729 | 160 | 161 | 92 | 81 | 142 | 88 | 1 | 4 |
| 食料 | 216 | 230 | 139 | 42 | 36 | 3 | 0 | 10 | 0 | 0 |
| 穀類 | 12 | 14 | 13 | | 1 | | | | | |
| 魚介類 | 32 | 32 | 26 | 5 | 1 | | | | | |
| 肉類 | 7 | 9 | 9 | | | | | | | |
| 乳卵類 | 6 | 8 | 3 | 1 | 3 | | | 1 | | |
| 野菜・海藻 | 45 | 45 | 42 | 1 | 2 | | | | | |
| 果物 | 17 | 19 | 18 | | 1 | | | | | |
| 油脂・調味料 | 19 | 19 | 3 | 4 | 12 | | | | | |
| 菓子類 | 17 | 17 | 8 | 8 | 1 | | | | | |
| 調理食品 | 20 | 20 | 5 | 9 | 5 | | | 1 | | |
| 飲料 | 12 | 14 | 5 | 1 | 7 | | | 1 | | |
| 酒類 | 8 | 9 | 7 | | 2 | | | | | |
| 外食 | 21 | 24 | | 13 | 1 | 3 | | 7 | | |
| 住居 | 20 | 25 | 0 | 1 | 0 | 0 | 4 | 15 | 1 | 4 |
| 家賃 | 3 | 6 | | | | | 1 | | 1 | 4 |
| 設備修繕・維持 | 17 | 19 | | 1 | | | 3 | 15 | | |
| 光熱・水道 | 6 | 14 | 0 | 0 | 0 | 5 | 6 | 3 | 0 | 0 |
| 電気代 | 1 | 4 | | | | | 4 | | | |
| ガス代 | 2 | 4 | | | | | 2 | 2 | | |
| 他の光熱 | 1 | 1 | | | | | | 1 | | |
| 水道料 | 2 | 5 | | | | 5 | | | | |
| 家具・家事用品 | 55 | 59 | 8 | 24 | 13 | 5 | 1 | 8 | 0 | 0 |
| 家庭用耐久財 | 14 | 15 | | 9 | 3 | | | 3 | | |
| 室内装備品 | 4 | 4 | | 2 | 1 | | | 1 | | |
| 寝具類 | 5 | 5 | | 4 | | | | 1 | | |
| 家事雑貨 | 17 | 17 | 1 | 9 | 5 | | | 2 | | |
| 家事用消耗品 | 11 | 11 | 7 | | 4 | | | | | |
| 家事サービス | 4 | 7 | | | | 5 | 1 | 1 | | |
| 被服及び履物 | 48 | 68 | 2 | 51 | 13 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| 和服 | 2 | 2 | | 2 | | | | | | |
| 洋服 | 15 | 27 | | 23 | 4 | | | | | |
| シャツ・セーター類 | 7 | 13 | | 13 | | | | | | |
| 下着類 | 7 | 7 | | 7 | | | | | | |
| 他の被服 | 7 | 7 | | 6 | 1 | | | | | |
| 履物類 | 7 | 8 | | | 8 | | | | | |
| 被服関連サービス | 3 | 4 | 2 | | | | | 2 | | |
| 保健医療 | 25 | 32 | 3 | 13 | 3 | 7 | 3 | 3 | 0 | 0 |
| 医薬品 | 12 | 14 | | 12 | 1 | | 1 | | | |
| 保健医療用品・器具 | 7 | 8 | 3 | 1 | 2 | | | 2 | | |
| 保健医療サービス | 6 | 10 | | | | 7 | 2 | 1 | | |
| 交通通信 | 26 | 95 | 0 | 1 | 0 | 6 | 71 | 17 | 0 | 0 |
| 交通 | 4 | 49 | | | | 5 | 44 | | | |
| 自動車等関係費 | 17 | 26 | | | | 1 | 12 | 13 | | |
| 通信 | 5 | 20 | | 1 | | | 15 | 4 | | |
| 教育 | 11 | 43 | 0 | 0 | 0 | 37 | 6 | 0 | 0 | 0 |
| 授業料等 | 7 | 34 | | | | 34 | | | | |
| 教科書・学習参考書 | 2 | 6 | | | | | 6 | | | |
| 補修教育 | 2 | 3 | | | | 3 | | | | |
| 教養娯楽 | 77 | 113 | 3 | 11 | 18 | 13 | 39 | 29 | 0 | 0 |
| 教養娯楽用耐久財 | 12 | 12 | | 7 | 1 | | 1 | 3 | | |
| 教養娯楽用品 | 32 | 36 | 3 | 3 | 16 | | 1 | 13 | | |
| 書籍・他の印刷物 | 6 | 16 | | | | 1 | 15 | | | |
| 教養娯楽サービス | 27 | 49 | | 1 | 1 | 12 | 22 | 13 | | |
| 諸雑費 | 41 | 50 | 5 | 18 | 9 | 5 | 12 | 1 | 0 | 0 |
| 理美容サービス | 6 | 6 | 4 | | | 1 | | 1 | | |
| 理美容用品 | 16 | 20 | 1 | 13 | 6 | | | | | |
| 身の回り用品 | 9 | 9 | | 5 | 3 | | 1 | | | |
| たばこ | 2 | 5 | | | | | 5 | | | |
| その他 | 8 | 10 | | | | 4 | 6 | | | |

参考2 品目中分類別調査品目・基本銘柄数（沖縄県においてのみ調査する調査品目・基本銘柄）

| 品目中分類 | 調査 品目数 | 基本銘柄数 | | | | | | | | |
|-------|-----------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| | | 総数 | A品目 | B品目 | C品目 | D品目 | E品目 | S品目 | 家賃 | |
| | | | | | | | | | 民営 | 公的 |
| 合計 | 8 | 8 | 5 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 食料 | 8 | 8 | 5 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 穀類 | 1 | 1 | 1 | | | | | | | |
| 魚介類 | 2 | 2 | 2 | | | | | | | |
| 肉類 | 1 | 1 | | 1 | | | | | | |
| 野菜・海藻 | 2 | 2 | 2 | | | | | | | |
| 外食 | 2 | 2 | | 2 | | | | | | |